

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	予防接種に関する事務 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

北区は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北区長

個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

令和6年8月30日

項目一覧

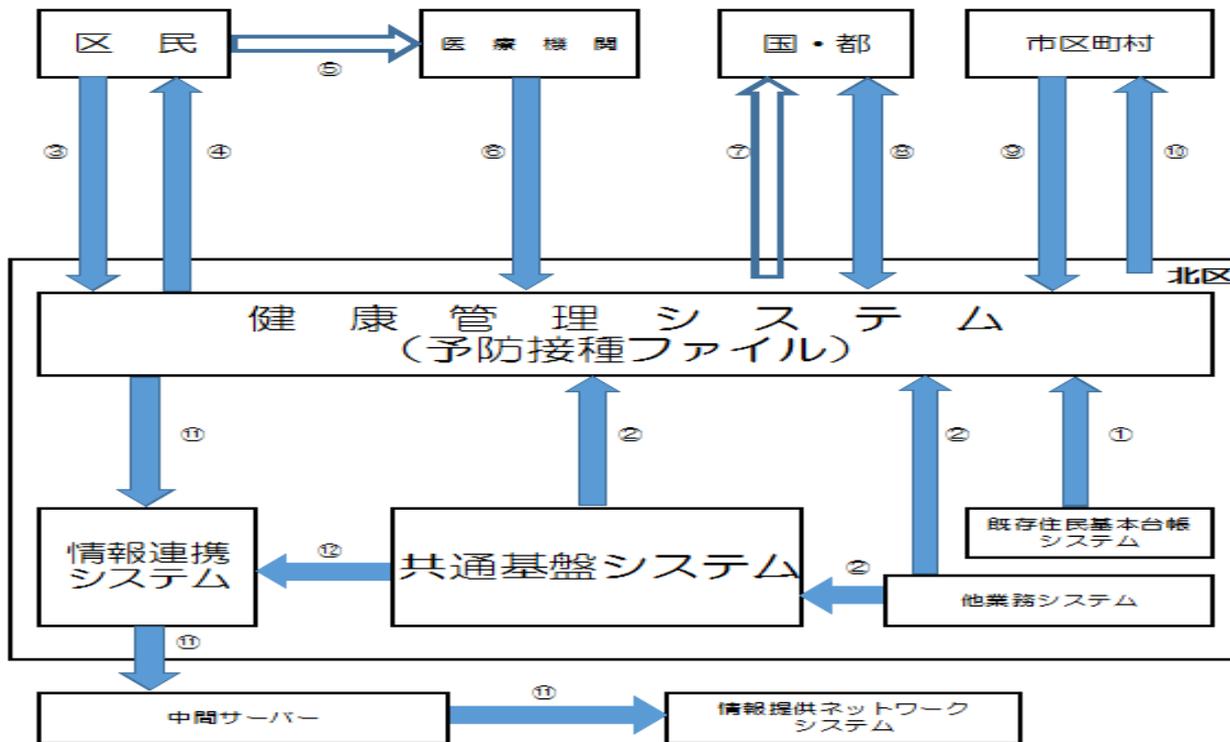
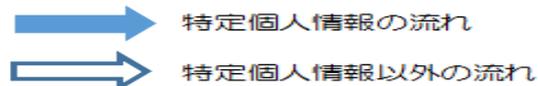
I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>以下の必要性から特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の接種勧奨、法令に則った予防接種事務の実施のための対象者の把握及び接種歴の管理 2. 健康被害の給付対象者の所在地の把握
②実現が期待されるメリット	<p>以下のメリットが期待される。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の対象者把握及び接種歴管理が容易となる。 2. 健康被害の給付金の支給に際して、給付対象者の所在地の把握が容易となる。 3. 個人番号を利用して他自治体等と情報連携することにより、転入転出時等における接種実施状況を把握し、未接種の者について接種勧奨を行い、当該疾病の発生及び蔓延を防止することができる。

5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表の14、126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 3. 東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第3項
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 【情報照会の根拠】 25、27、28、29、153の項 【情報提供の根拠】 25、26、29、153、154の項
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部保健予防課(北区保健所 保健予防課)
②所属長の役職名	保健予防課長
8. 他の評価実施機関	
—	

(別添1) 事務の内容

予防接種に関する事務



(備考)

- ①住民情報を住民基本台帳システムから取得。
- ②予防接種対象者に関する生活保護に関する情報を共通基盤システムを通して、また、障害福祉に関する情報をフラッシュメモリ等を通して取得。
- ③区外で接種を希望する際に依頼書の申請を提出。区外で接種した際の予診票の提出。健康被害に係る申請書類の提出。
- ④健康管理システムから対象者を抽出し、予診票、未接種者勧奨通知を送付。③の申請に基づき依頼書を発行。
- ⑤予診票の提出。
- ⑥接種済予診票の提出。
- ⑦各種統計情報を国及び東京都へ提出。
- ⑧疾病等給付の審査結果を国に報告、国から給付の審査結果の確認。
- ⑨区外で接種した場合の予診票の提出。
- ⑩北区で接種した他自治体住民の接種報告を紙媒体で送付。
- ⑪接種データの提供・移転。
- ⑫情報連携に必要なデータの取得。

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	予防接種事業対象者
その必要性	予防接種に関する記録を作成し、管理するとともに、予防接種による健康被害救済事務等を実施し、重複通知の予防、未接種者への勧奨等に利用する。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 個人番号、4情報(氏名、性別、生年月日、住所)、その他住民票関係情報、障害者福祉関係情報 ・予防接種対象者であることを正確に特定するために必要なため。 個人番号対応符号 ・情報提供ネットワークシステムとの接続のために必要なため。 その他識別情報(内部番号) ・内部事務において個人を特定するために必要なため。 連絡先(電話番号等) ・届出(申請)者に対する届け出内容の確認、問合せをするために必要なため。 健康・医療関係情報 予防接種履歴を正確に管理するため。 生活保護・社会福祉関係情報 予防接種の実費負担の有無を確認するため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康部保健予防課(北区保健所 保健予防課)

3. 特定個人情報の入手・使用	
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署（ 戸籍住民課、生活福祉課、障害福祉課 ） <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等（ ） <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人（ 他自治体 ） <input type="checkbox"/> 民間事業者（ 医療機関 ） <input type="checkbox"/> その他（ ）
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他（ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
③入手の時期・頻度	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本情報、生活保護情報は、一週間に一度、更新情報を取得する。 ・区内医療機関で接種した記録は随時取得する。やむを得ない事由により他自治体で接種した区民の予防接種に関する記録は、区民または接種を行った自治体から随時取得する。 ・障害者福祉関係情報は、所管部署から年2回取得する。 ・予防接種健康被害による給付に関する情報は、随時、本人または法定代理人等からの申請により取得している。
④入手に係る妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本情報：住民基本情報については、法令等に基づく接種対象者であることの確認を行うものである。 ・生活保護情報：生活保護情報については、実費徴収の有無について確認を行うものである。 ・接種記録：医療機関、本人等から入手する接種記録については、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8に示されているとおり、記録・保管することを目的に入手するものである。 ・予防接種による健康被害の救済の申請については、予防接種法施行規則第10条及び同規則第11条に基づいて入手している。
⑤本人への明示	<ul style="list-style-type: none"> ・予防接種の記録は、予防接種法施行令第6条の2及び予防接種法施行規則第2条の8により作成及び保存が義務付けられており、本人等が記入する予診票に区へ接種記録が提出されることを明示し、本人（又は保護者）から同意の署名を得ている。 ・予防接種による健康被害救済の申請については、予防接種法施行規則第10条、同規則第11条、同規則第11条の2及び同規則第11条の4において区に提出することが規定されている。
⑥使用目的 ※	<p>予防接種事務に関する対象者の特定、予防接種履歴の管理、接種勧奨及び健康被害者に対する給付金支給のために使用する。</p>
変更の妥当性	

⑦使用の主体	使用部署 ※	健康部保健予防課(北区保健所 保健予防課)、健康部健康政策課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑧使用方法 ※		<ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種対象者特定 住基情報により予防接種対象者を抽出し、通知等を行う。 2. 予防接種履歴の登録及び管理 区窓口で受け付けた届出等に基づき、接種履歴を登録し、管理する。 3. 申請内容等の確認 接種券再発行の受付時や区外接種の申請時に、接種履歴を参照する。 4. 健康被害に対する給付の支給 法律に則った給付を行うため、所在地の確認を行う。
	情報の突合 ※	上記「⑧使用方法」に示す事務を行うために、4情報、生活保護受給情報及び障害者福祉関係情報と予防接種対象者に関する情報を内部番号等を用いて突合する。
	情報の統計分析 ※	厚生労働省への接種状況報告は行うが、特定の個人を識別するような情報の統計分析は行わない。
	権利利益に影響を 与え得る決定 ※	予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じ、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定した場合の医療費等の給付決定(最終決定は国が行う。)
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (1) 件	
委託事項1	健康管理システム保守業務	
①委託内容	健康管理システムの保守業務、予防接種法改正に伴うシステムの改修作業	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[特定個人情報ファイルの全体] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	予防接種法等関連法令に定められる予防接種の対象者	
その妥当性	システムの保守、法制度改正に伴う健康管理システムの改修等を行うためには、システムで保有する特定個人情報ファイルの全体を対象として、健康管理システムの本番稼働前に正しく動作することを確認する必要がある。	
③委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [○] その他 (健康管理システム)	
⑤委託先名の確認方法	・委託先が決定した場合、北区ホームページにて公開している。 ・東京都北区情報公開条例に基づく公開請求を行うことで確認できる。	
⑥委託先名	株式会社両備システムズ	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (4) 件 [] 移転を行っている () 件 [] 行っていない	

提供先1	区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表25の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種に関する記録及び特定接種に関する記録(予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項に限る)に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種事業対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて照会があった都度
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表26の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施、実施の指示及び実施に必要な協力に関する事務
③提供する情報	予防接種に関する記録及び特定接種に関する記録(予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項に限る)に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種事業対象者
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて照会があった都度

提供先3	都道府県知事又は区市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表153の項
②提供先における用途	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種に関する記録及び特定接種に関する記録(予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項に限る)に関する情報に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	特定接種の対象者
⑥提供方法	<input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークを通じて照会があった都度

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>【北区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠可能な部屋に設置したサーバー内に保管し、システム管理者のみが開錠可能。 ・サーバーへのアクセスは、ID/パスワードが必要となる。 ・紙媒体については、書庫及びファイリングにより保管。いずれも施錠可能。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 <p>②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="328 817 467 958"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="467 817 1520 958"> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="328 958 467 1048"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="467 958 1520 1048"> <p>予防接種法施行令第6条の2において、予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されているほか、区民からの接種履歴確認の問い合わせに対応するため長期間保管する必要がある。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>予防接種法施行令第6条の2において、予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されているほか、区民からの接種履歴確認の問い合わせに対応するため長期間保管する必要がある。</p>
<p>期間</p>	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1年未満 2) 1年 3) 2年</p> <p>4) 3年 5) 4年 6) 5年</p> <p>7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上</p> <p>10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>予防接種法施行令第6条の2において、予防接種に関する記録は少なくとも5年間保存しなければならないと規定されているほか、区民からの接種履歴確認の問い合わせに対応するため長期間保管する必要がある。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p>【北区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。 ・定期予防接種は、ワクチンに応じ接種回数及び接種間隔が定まっており、接種対象年齢も幅広いため、区民からの問い合わせに対応する必要があることから、接種歴は消去しない。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしながら確実にデータを消去する。</p> <p>③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。</p>				

7. 備考

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

【宛名管理情報】

宛名番号(受診番号)、世帯番号、個人番号、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、続柄1、続柄2、続柄3、続柄4、住民区分、外国人判定、在留カード等番号(外国人のみ)、第30条45規定区分(外国人のみ)、在留資格(外国人のみ)、在留期間の満了日(外国人のみ)、国籍・地域(外国人のみ)、通称(外国人のみ)、住所コード、住所日本語、地番本番、地番枝番、地番末番、方書コード、方書日本語、郵便番号、世帯主宛名番号、世帯主カナ氏名、住民になった日、住民になった事由、住民でなくなった日、前住所、転出予定先住所、転出確定住所、住民区分、異動情報(異動事由)、異動情報(異動年月日)、異動情報(届出年月日)、更新年月日、更新時刻、団体内統合宛名番号、情報提供用個人識別符号(中間サーバーで保有する情報)、情報提供等の記録(中間サーバーで保有する情報)、送付先名、送付先住所、連絡先、被災者区分、住基宛名番号、調査サイン、メモサイン、DV区分、生保開廃区分、生保開始日、生保廃止日、国保情報

【予防接種情報】

年度、接種コード、接種回数、ワクチンロット番号、接種日・予診日、調定日、接種判定、医療機関コード、所属、混合接種種類、予診フラグ、支払月、接種量、接種日年齢、年度末年齢、基準日年齢、年齢区分、更新日、更新時間

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>【予防接種事務における措置】 届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手防止に努める。</p> <p>【北区共通基盤システムにおける措置】 1. 情報移転元が作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 2. 情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ情報移転がないことを担保している。 3. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。</p>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>【予防接種事務における措置】 届出書／申請書の様式は定められている。様式に沿って記入することにより必要な情報のみ入手することができる。</p> <p>【北区共通基盤システムにおける措置】 1. 情報移転元が作成したデータを情報移転先システムに中継するシステムであり、情報移転対象者以外の情報が混入することはない。 2. 情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ情報移転がないことを担保している。 3. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【予防接種事務における措置】 ・Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(住民基本台帳ファイル) 3. 特定個人情報の入手・保管における入手以外は行わない。 ・申告書等を本人へ提示する際、利用目的及び記載内容について、説明した上で記載を求めている。</p> <p>【北区共通基盤システムにおける措置】 1. 情報移転元のデータと情報移転先の関連付けをあらかじめ設定しておくことで、本来の移転先以外へ情報移転がないことを担保している。 2. 情報移転先・情報移転元システムが利用するエリアそれぞれに権限設定をすることで、他システム用の情報入手を制御している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>・窓口で特定個人情報を入手する際は個人番号カード(または免許証、パスポート等の身分証明書)等の本人確認書類に基づき、対面で本人確認を行う。 ・委託医療機関、他自治体から入手する予防接種情報は、予防接種予診票に記載された特定個人情報に基づき、健康管理システムで突合し、確認を行う。</p>

個人番号の真正性確認の措置の内容	上記のとおり本人確認を必ず行うとともに、提供される特定個人情報の正確性についても申告書とシステムに登録された情報を確認して突合を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>【予防接種事務における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり本人確認とともに特定個人情報の照合を行い、正確性を確保している。 ・既存住基システム、北区共通基盤システムを介し個人番号及び最新の住所情報等を取得している。 ・入力後は原本と照合を行い、入力内容に誤りがないかをチェックしている。 <p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <p>情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【予防接種事務における措置】</p> <p>セキュリティ対策がされたシステムを使用している。また、職員へのセキュリティ教育において、情報の管理についても注意徹底するようにしている。</p> <p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <p>各業務システム間、各施設間を接続する回線は専用回線を利用し、接続された特定機器のみと通信をすることで、接続システム外への漏えいはない。</p>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	<p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <p>情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。</p>
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <p style="text-align: right;">＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【予防接種事務における措置】 システムを利用する必要がある職員等に対し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。</p> <p>【北区共通基盤システムにおける措置】 システムを利用する必要がある職員等に対し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDと生体認証またはパスワードによる認証を行う。 なりすまし認証を防止する観点から、個人番号にアクセスする際にはダブル認証を行う。</p>
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【予防接種事務における措置】 年度の初めに発行、失効の管理を行っている。また、年度途中でも更新があればその都度、発行、管理をしている。</p> <p>【北区共通基盤システムにおける措置】 東京都北区情報セキュリティポリシーに基づき、下記のとおり行っている。</p> <p>1. ユーザID、パスワードの発行管理 申請者は、アクセス権限と事務の対応表に基づき、事務に必要なアクセス権限のみを申請する。システム管理者は、申請に対して対応表を確認のうえ、必要なアクセス権限を付与したユーザIDを付与する。</p> <p>申請者は、利用開始までにシステム管理者に生体認証の登録を申し出る。生体認証によりがたい正当な事情のあるときのみ、パスワードを発行する。</p> <p>2. ユーザIDの更新・削除 各システム利用課長は、職員の異動が発生した時には速やかにシステム管理者にユーザ権限の変更、削除申請を提出する。</p> <p>システム管理者は、申請に対して、アクセス権限を更新し、ユーザ権限の変更、削除を行う。</p>
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<p>【予防接種事務における措置】 職員の業務内容に応じてシステムのアクセス権限を設定している。年度の初めに見直し、必要があれば都度見直ししている。</p> <p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <p>1. ユーザID、パスワードの発行管理 申請者は、アクセス権限と事務の対応表に基づき、事務に必要なアクセス権限のみを申請する。システム管理者は、申請に対して対応表を確認のうえ、必要なアクセス権限を付与したユーザIDを付与する。</p> <p>申請者は、利用開始までにシステム管理者に生体認証の登録を申し出る。生体認証によりがたい正当な事情のあるときのみ、パスワードを発行する。</p> <p>2. ユーザIDの更新・削除 各システム利用課長は、職員の異動が発生した時には速やかにシステム管理者にユーザ権限の変更、削除申請を提出する。</p> <p>システム管理者は、申請に対して、アクセス権限を更新し、ユーザ権限の変更、削除を行う。</p>
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【予防接種事務における措置】 システム操作履歴を記録し、必要な場合には、当該操作に関わるログを確認できるようにしている。</p> <p>【北区共通基盤システムにおける措置】 情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・再委託を除き、委託先から他者への提供を禁止している。 ・やむを得ず再委託する必要があるときは、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」において、「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」、「事故報告」等の規定を契約書に明記し、再委託先に規定を遵守させる。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」において、「秘密保持義務」、「再委託の禁止」、「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」、「事故報告」等の規定を契約書に明記し、委託先に規定を遵守させる。	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」において、区が必要と認めるときは、区職員の立会いの下、特定個人情報を含む情報資産を委託先に廃棄させる規定及び委託契約を終了したとき又は区が情報資産の提出を請求したときは、特定個人情報を含む情報資産を直ちに区に返還させる規定等を契約書に明記し、委託先に規定を遵守させる。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」を遵守するよう規定している。マイナンバー関係特記事項の具体的な項目は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・責任体制の整備 ・作業責任者等の届出 ・取扱区域の特定 ・教育の実施 ・守秘義務 ・再委託 ・派遣労働者等の利用時の措置 ・特定個人情報等の管理 ・目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・受渡 ・返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・委託先は、再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容等を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」について委託先と同様の取扱いを求め、その履行を委託先の責任により管理監督するとともに、北区の求めに応じて、その状況等を北区に報告する。 	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システムでの提供・移転の場合、ログにより記録する。 ・システム以外での提供・移転の場合、書類に記載し、当区の文書管理基準に則り保管する。 	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・提供については、番号法第19条各号に該当する場合以外の提供を禁止する。 ・移転については、番号法第9条第2項に基づく条例に規定された事務以外の事務への移転を禁止する。 ・他の業務所管課から特定個人情報の提供・移転を求められた場合には、事前に利用目的、データ利用範囲等を明らかにしたデータ利用申請を行わせ、審査の結果、承認されたものについてのみ特定個人情報の提供・移転を行う。 	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【予防接種事務における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムでの提供・移転については、不適切な方法で行われないうシステム上で担保する。 ・システム以外での提供・移転の場合は、複数職員での確認により不適切な方法がおきないよう担保する。 <p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <p>情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【予防接種事務における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムでの提供・移転については、不適切な方法で行われないうシステム上で担保する。 ・システム以外での提供・移転の場合は、複数職員での確認により不適切な方法がおきないよう担保する。 <p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <p>情報移転元システムが作成したデータを情報移転先システムに移転することを中継するシステムであり、一連の中継動作により情報内容が改変されないことを担保している。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
—		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【北区共通基盤システムにおける措置】 各業務システムから中間サーバーあての情報照会要求の中継においては、照会元・照会先・照会内容等の改変は行わないことで、中間サーバーにおける目的外入手抑止の措置に従うことを担保している。北区基幹系システムは、接続端末の職員認証の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、権限管理機能により不適切な接続端末の操作や不適切なオンライン連携を抑制し、職員認証機能により、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容等を記録し管理できる仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【北区共通基盤システムにおける措置】 中間サーバーと北区共通基盤システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク等を利用し、また、VPN等の技術を利用し、北区の中間サーバーと北区共通基盤システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p> <p>北区共通基盤システムと、業務システム又は北区基幹系システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用することで安全性を確保している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p>【北区共通基盤システムにおける措置】 中間サーバーから各業務システムあての情報照会結果の中継においては、照会結果内容の改変は行わないことで、各業務が入手する照会結果内容が中間サーバーから入手した内容と同一であることを担保している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<input type="checkbox"/> <選択肢> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている	<input type="checkbox"/> 2) 十分である

リスク4: 入手の際に特定個人情報が入り漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【北区共通基盤システムにおける措置】 北区基幹系システム接続端末の職員認証の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報入手を抑制している。 北区共通基盤システムと、業務システム又は北区基幹系システム接続端末間の接続は、専用のネットワークを利用することで漏えい・紛失に対応している。 中間サーバーと北区共通基盤システム間の接続は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク等を利用し、また、VPN等の技術を利用し、北区の中間サーバーと北区共通基盤システム間の通信回線を他団体の通信と分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失に対応している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が入り漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【北区共通基盤システムにおける措置】 ・各業務システムから中間サーバーあての情報提供要求の中継においては、提供元・提供先・提供内容等の改変は行わないことで、中間サーバーでの情報提供機能によるチェックに従うことを担保している。 ・接続システムの認証及び統合宛名管理システム接続端末での職員認証等の機能を備えており、あらかじめ承認されたシステム・職員以外の情報提供を抑制している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が入り不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が入り不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>【中間サーバーの運用における措置】 中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不正に提供されるリスクに対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ管理機能により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク等を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ・中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <p>【中間サーバーの運用における措置】</p> <p>中間サーバーに対する職員認証・利用権限の設定にあたっては、中間サーバーを利用する最低限の職員のみユーザー登録を行い、必要最低限の利用権限を付与することで不適切な端末操作等のリスクに対応している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【北区共通基盤システムにおける措置】</p> <p>統合宛名管理システムは、業務システムから他機関へ提供する情報を中間サーバーに保存される副本情報として、中間サーバーへ転送する機能を有するが、転送の際には情報内容の変更を行わないことで、中間サーバーの副本内容が業務情報と同一であることを担保している。</p> <p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ・情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【中間サーバー・ソフトウェアにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ・情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークである総合行政ネットワーク等を利用することにより、安全性を確保している。 ・中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報にはアクセスできない。 ・特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[十分に整備している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【北区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施錠可能な部屋に設置したサーバー内に保管し、システム管理者しか開錠できないしくみを取っている。 ・サーバーへのアクセスは、ID/パスワードが必要となる。 ・紙媒体については、書庫及びファイリングにより保管。いずれも施錠可能。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。 <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。</p> <p>②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

	<p>具体的な対策の内容</p>	<p>【北区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・庁舎間の通信には専用線を使用し、外部との通信を行っていない。 ・ウイルス対策ソフトのパターンファイルは定期的に更新している。 <p>【北区共通基盤システム・各業務システムにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用するシステムには、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p>
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢></p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>
その内容		
再発防止策の内容		
⑩死者の個人番号	[保管している]	<p><選択肢></p> <p>1) 保管している 2) 保管していない</p>
具体的な保管方法	生存者の個人番号と同様の保管、管理を実施している。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の申請等により変更が生じた場合は、その都度データを更新する。 ・住民情報については、既存住民基本台帳システム、北区共通基盤システムを介して定期的に更新している。 ・LGVAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。 	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<p>・紙媒体については、当区の文書管理基準に則り廃棄される。</p> <p>・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去を実施し、必要に応じて管理者が確認する。</p> <p>外部記憶媒体がある場合は、定期的に内部のチェックを行うことで、不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>データの復元がなされないように、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。</p>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査		
①自己点検	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的なチェック方法	<p>【北区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北区情報セキュリティポリシー」に基づき、年2回全職員を対象として情報セキュリティ自己点検を実施している。 ・自己点検は、各職員が庁内ポータル上に公開されている自己点検票(チェックリスト形式)に回答する方法で行い、点検結果を公表している。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施する。 	
②監査	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な内容	<p>【北区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「北区情報セキュリティポリシー」に基づき、年1回全部署を対象に各部署の情報資産の保有、取扱い状況等を記載した情報資産台帳の作成・提出を課している。 ・情報資産台帳作成後、情報資産台帳に基づき現場調査を実施し、記載事項と運用実態のチェックを行う。 ・情報セキュリティ監査を実施し、監査結果に基づき改善が必要とされた事項について計画的に対策を策定し、情報セキュリティレベルの維持向上を図るため、監査対象部署に改善計画書の作成・提出を課している。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行う。 <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。 	
2. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【北区における措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。 ・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。 ・委託先については、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」を従業員に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を北区に提出させる。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。 <p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。 	
3. その他のリスク対策		
<p>【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】</p> <p>中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>【ガバメントクラウドにおける措置】</p> <p>ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。</p> <p>ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。</p> <p>具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。</p>		

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒114-8508 東京都北区王子本町一丁目15番22号 北区総務部総務課文書係(第一庁舎3階3番) 03-3908-8624
②請求方法	指定様式による請求書及び本人確認書類の提出
特記事項	代理人による請求の場合は、委任状等による本人の意思が確認できるものが必要となる。
③手数料等	[無料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 写しの交付を希望する場合は、作成に要する費用を請求者が負担する必要がある。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	予防接種記録
公表場所	総務部総務課個人情報保護コーナー(第一庁舎3階3番)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒114-0001 東京都北区東十条二丁目7番3号 北区健康部保健予防課(北区保健所 保健予防課) 03-3919-3104
②対応方法	・問合せがあった場合、対応について記録を残す。 ・必要に応じて、関係部署に報告する。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和6年5月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	・東京都北区パブリックコメント実施要綱に基づくパブリックコメントに準じた形式での意見聴取を実施する。 ・実施に際しては、広報誌「北区ニュース」に概要を掲載し、区公式ホームページ、区政資料室、区立図書館及び総務課において全文を閲覧できるようにする。
②実施日・期間	令和6年6月10日から同年7月10日まで
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	・文章中に複数存在する適切、適時、適正という文言について、再考が必要である ・リテラシという文言について、リテラシーという表記が一般的である ・未接種のものという表記は未接種の者とすべき等
⑤評価書への反映	上記④主な意見の内容について、精査した上で修正し反映。
3. 第三者点検	
①実施日	令和6年8月1日
②方法	東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会条例に基づく東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会における審議
③結果	東京都北区情報公開・個人情報等保護制度運営審議会において、追記に伴う予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価(全項目評価)再実施については、特定個人情報保護評価指針に定める実施手続等に適合し、同指針に定める特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であると認められた。
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1～4(省略)	1～4(省略) 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行済み接種券の登録 ②予防接種実施後の接種記録等の登録及び管理 ③他区市町村への接種記録の照会・提供 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付事務	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	記載なし	ワクチン接種記録システム(VRS)を追加	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2・3(省略)	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条第6号(委託先への提供) 2・3(省略)	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	(別添1)事務の内容	記載なし	図にワクチン接種記録システム(VRS)を追記	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能)	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転入時に転出元区市町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転出者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先区市町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会するために、転出者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。 (番号法第19条第16号) ・当区からの転出者について、転出先区市町村へ当区での接種記録を提供するために、転出先区市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	右記を追加	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、当市区町村への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 1. 当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 2. 当区からの転出者について、転出先区市町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村に提供するために、転出先区市町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。 (転出先区市町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ等処理を行う。)	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	右記を追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においても、特定の個人を識別するような情報の統計及び分析は行わない。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(1件)	(2件)	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	記載なし	委託事項2として「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等」を追加	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	[○]提供を行っている(3件)	[○]提供を行っている(4件)	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	記載なし	提供先4を追記	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発及び運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (サービス検索・電子申請機能) ・システム内のデータは入退館管理している建物のうち、さらに厳格な入室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体を使用する場合は、施錠できるキャビネットに保管する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。 (サービス検索・電子申請機能) ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に個人番号付電子申請データを記録する場合、使用の都度速やかに完全消去する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ① 転入者からの個人番号の入手 当区への転入者について、転出元区市町村に接種記録を照会するために、個人番号を入力する際は、接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先区市町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、転出先区市町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先区市町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 (サービス検索・電子申請機能) マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 1. ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、区市町村ごとに論理的に区分されており、他区市町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (サービス検索・電子申請機能) 1. 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 2. サービス検索・電子申請機能の手続き等を明確化することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるよう措置を講じている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (サービス検索・電子申請機能) ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) その他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	記載なし	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 権限のないものによって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログインの認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 (サービス検索・電子申請機能) ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 (サービス検索・電子申請機能) ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動、退職等の際、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。 (サービス検索・電子申請機能) ・定期的にユーザIDの一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。 (サービス検索・電子申請機能) ・アクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の利用リスク4 リスクに対する措置の内容	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務における追加措置】 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために許可された専用の外部記録媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に記録を記載する等、消去履歴を残す。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の利用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ① 特定個人情報を使用する場を必要最小限に限定している。具体的には以下の2つの場面に限定している。 ・当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ② ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれていない。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策にかかる予防接種事務における追加措置】 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの種別保守業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 (サービス検索・電子申請機能) ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録 具体的な方法	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)では、他区市町村への提供の記録を取得しており、委託事業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ・転出元区市町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を有誤するため、転出元区市町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ・転出元区市町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を入手するため、転出元区市町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号とともに転出元の区市町村コードを送信する。そのため、仮に誤った区市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける区市町村では、該当者がいないため、誤った区市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	記載なし	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当区への転入者について、転出元区市町村での接種記録を入手するために、転出元区市町村へ個人番号と共に転出元の区市町村コードを提供する場面に限定している。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な鳥圧愛に関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。 主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (サービス検索・電子申請機能) ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入退室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	右記を追加	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。 主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (サービス検索・電子申請機能) ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応を取ることができる体制を構築する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅴ 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	右記を追加	北区健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 03-3919-3340	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	記載なし	サービス検索・電子申請機能を追加	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク1 必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 (サービス検索・電子申請機能) (住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3 入手した特定個人情報が不正確であるリスク	右記を追加	(サービス検索・電子申請機能) ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、区において電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した際は、署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 (サービス検索・電子申請機能) 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク3 従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 (サービス検索・電子申請機能) ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 具体的な方法	右記を追加	(サービス検索・電子申請) ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止する。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等を行う。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク2 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	右記を追加	・LGWAN接続端末は、基本的には、個人番号付電子申請データの一時保管として使用するが、一時保管中に再申請や申請情報の訂正が発生した場合には古い情報で審査等を行わないよう、履歴管理を行う。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和3年10月27日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 消去手順 手順の内容	右記を追加	・LGWAN接続端末については、業務終了後の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。 外部記憶媒体がある場合は、定期的に内部のチェックを行い、不要なデータの確認を行い、廃棄する場合は管理者の承認を得て行う。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ①ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行済み接種券の登録 ②予防接種実施後の接種記録等の登録及び管理 ③他区市町村への接種記録の照会・提供 6. 新型コロナウイルス感染症予防接種実施後の接種者からの申請に基づく新型コロナウイルス感染症予防接種証明書交付事務	5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	右記を追加	・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の電子交付申請受付・電子交付の実施 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書のコンビニ交付の実施	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署	①部署 健康福祉部保健予防課、健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課	①部署 健康部保健予防課、健康部新型コロナウイルスワクチン接種担当課	事後	組織改正
令和4年7月19日	(別添1)事務の内容	右記を追加	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務の内容の追加	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転入時に転出元区市町村への接種記録の照会が必要になる都度 (転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先区市町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転入時に転出元区市町村への接種記録の照会が必要になる都度 ・転出先区市町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって接種記録の照会が必要になる都度	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当区からの転出者について、転出先区市町村へ当区での接種記録を提供するために、転出先区市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会し、提供を受ける場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当区からの転出者について、転出先区市町村へ当区での接種記録を提供するために、他市区町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務については、当区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付申請に合わせて本人から入手する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康福祉部保健予防課、健康福祉部健康推進課、健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課	健康部保健予防課、健康部健康推進課、健康部新型コロナウイルスワクチン接種担当課	事後	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 1. 当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 2. 当区からの転出者について、転出先区市町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 1. 当区への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 2. 当区からの転出者について、転出先市区町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村に提供するために、転出先区市町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。 (転出先区市町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ当該処理を行う。)	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先市区町村に提供するために他区市町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託内容①	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの管理等	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲 その妥当性	ワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)を用いた特定個人情報ファイルの適切な管理等のために取り扱う必要がある。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	LGWANを用いた提供	LGWANを用いた提供(VRS本体、コンビニ交付関連機能)、本人からの電子交付アプリを用いた提供(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能)	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	(サービス検索・電子申請機能) ・システム内のデータは入退館管理している建物のうち、さらに厳格な入退室管理を行っている区画に設置したサーバ内に保管している。 ・外部記憶媒体を使用する場合は、施錠できるキャビネットに保管する。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右記を追加	(サービス検索・電子申請機能) ・LGWAN接続端末に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、紙に打出し後、速やかに完全消去する。 ・外部記憶媒体に一時的に個人番号付電子申請データを記録する場合、使用の都度速やかに完全消去する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当区への転入者について、転出元区市町村に接種記録を照会するために、個人番号を入力する 際は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認すること、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 転出先区市町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、転出先区市町村から個人番号を入力するが、その際は、転出先区市町村において、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (サービス検索・電子申請機能) マニュアルやWEB上で、個人番号の提出が必要な者の要件を明示、周知し、本人以外の情報の入手を防止する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当区への転入者について、転出元区市町村に接種記録を照会するために、本人から個人番号を入力する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他市区町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、他市区町村から個人番号を入力するが、その際は、他市区町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③ 転出元区市町村からの接種記録の入手 当区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を入力するが、その際は、当区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入力するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入力することを防止するための措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 (サービス検索・電子申請機能) 住民がサービス検索・電子申請機能の画面の誘導に従いサービスを検索し申請フォームを選択して必要情報を入力することとなるが、画面での誘導を簡潔に行うことで、異なる手続きに係る申請や不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	【ワクチン接種記録システム等における追加措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入力し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 1. ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、区市町村ごとに論理的に区分されており、他区市町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (サービス検索・電子申請機能) 1. 住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、のちに署名検証も行われるため、本人からの情報のみが送信される。 2. サービス検索・電子申請機能の手続き等を明確化することで、住民に過剰な負担をかけることなく電子申請を実施できるよう措置を講じている。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)のデータベースは、区市町村ごとに論理的に区分されており、他市区町村の領域からは、特定個人情報の入手ができないようにアクセス制御している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 当該機能では、専用のアプリからのみ交付申請を可能とする。アプリの改ざん防止措置を講じることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報送信されることを避ける。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターにおいてキオスク端末の操作画面を制御し、コンビニ交付に対応する区市町村に対してのみキオスク端末から交付申請を可能とすることで、意図しない不適切な方法で特定個人情報が送信されることを避ける。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	(サービス検索・電子申請機能) ・住民がサービス検索・電子申請機能から個人番号付電子申請データを送信するためには、個人番号カードの署名用電子証明書による電子署名を付すこととなり、区において電子署名付与済の個人番号付電子申請データを受領した際は、署名検証(有効性確認、改ざん検知等)を実施することとなる。これにより、本人確認を実施する。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 (サービス検索・電子申請機能) 個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請フォームに自動転記を行うことにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4 リスクに対する措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (サービス検索・電子申請機能) ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信については、LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	右記を追加	(サービス検索・電子申請機能) ・サービス検索・電子申請機能をLGWAN接続端末上で利用する必要がある職員を特定し、個人ごとのユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行う。 ・なりすましによる不正を防止する観点から共用IDの利用を禁止する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	右記を追加	(サービス検索・電子申請機能) ①発効の管理 ・アクセス権限が必要となった場合、ユーザID管理者が事務に必要な情報にアクセスできるユーザIDを発効する。 ・ユーザID管理者が各事務に必要なアクセス権限の管理表を作成する。 ・アクセス権限の付与を必要最低限とする。 ②失効の管理 ・定期的又は異動、退職等の際、権限を有していた職員の異動、退職等情報を確認し、当該事由が生じた際には速やかにアクセス権限を更新し、当該ユーザIDを失効させる。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	右記を追加	(サービス検索・電子申請機能) ・定期的にユーザIDの一覧をシステムより出力し、アクセス権限の管理表と突合を行い、アクセス権限の確認及び不正利用の有無をユーザID管理者が確認を行う。また、不要となったユーザIDやアクセス権限を速やかに変更又は削除する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	右記を追加	(サービス検索・電子申請機能) ・アクセスログ、システムへのアクセスログ、操作ログの記録を行い、操作者個人を特定できるようにする。 ・アクセスログ及び操作ログは、改ざんを防止するため、不正プロセス検知ソフトウェアにより、不正なログの書き込み等を防止する。 ・定期的に操作ログをチェックし、不正とみられる操作があった場合、操作内容を確認する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3 従事者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	右記を追加	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 (サービス検索・電子申請機能) ・サービス検索・電子申請機能へアクセスできる端末を制限する。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	右記を追加	(サービス検索・電子申請) ・サービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止する。 ・アクセス権限を付与された最小限の職員等だけが、個人番号付電子申請等のデータについて、LGWAN接続端末への保存や外部記憶媒体への書き出し等を行う。 ・外部記憶媒体にサービス検索・電子申請機能から取得した個人番号付電子申請データ等のデータを複製する場合、使用管理簿に記載し、事前に責任者の承認を得たうえで複製する。なお、外部記憶媒体は限定されたUSBメモリ等のみを使用する。 ・外部記憶媒体内のデータは暗号化する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の利用 リスク4 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ① 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会するために、転入者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手し、使用する。 ・当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ② ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれていない。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ① 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ② ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれていない。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ・転出元区市町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を入手するため、転出元区市町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ・他区市町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を入手するため、他区市町村へ個人番号を提供するが、その際は住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報をワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。 転出先区市町村へ接種記録を提供するが、その際は、転出元区市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 不適切な誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・転出元区市町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を入手するため、転出元区市町村へ個人番号を提供するが、その際は、個人番号と共に転出元の区市町村コードを送信する。そのため、仮に誤った区市町村コードを個人番号と共に送信したとしても、電文を受ける区市町村では、該当者がいないため、誤った区市町村に対して個人番号が提供されない仕組みとなっている。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・他区市町村への個人番号の提供、転出先市区町村への接種記録の提供 当区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を入手するため、他区市町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける市区町村は、該当者がいない場合は個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当区への転入者について、転出元区市町村での接種記録を入手するために、転出元区市町村へ個人番号と共に転出元の市区町村コードを提供する場面に限定している。	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当区への転入者について、転出元区市町村での接種記録を入手するために、他区市町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	右記を追加	(サービス検索・電子申請機能) ・LGWAN接続端末については、業務時間内のセキュリティワイヤー等による固定、操作場所への入室管理、業務時間外の施錠できるキャビネット等への保管、などの物理的対策を講じている。 ・外部記憶媒体については、限定されたUSBメモリ等以外の利用不可、施錠できるキャビネット等への保管、使用管理簿による管理、などの安全管理措置を講じている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	(サービス検索・電子申請機能) ・LGWAN接続端末へのウイルス検出ソフトウェア等の導入により、ウイルス定義ファイルの定期的な更新及びウイルスチェックを行い、マルウェア検出を行う。 ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信についてはLGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 ・また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	Ⅳ その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	事後	緊急時の事後評価の適用対象

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月19日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 内閣官房通信技術(IT)総合戦略室から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応を取ることができる体制を構築する。	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁(旧内閣官房通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応を取ることができる体制を構築する。	事後	緊急時の事後評価の適用対象
令和4年7月19日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	北区健康福祉部保健予防課保健予防係 03-3919-3104 北区健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 03-3919-3340	北区健康福祉部保健予防課保健予防係 03-3919-3104 北区健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 03-3919-3340	事後	組織改正
令和5年11月14日	III リスク対策(プロセス) 3. 特定個人情報情報の使用 リスク3 従業者が事務外で使用するリスク リスクに対する措置の内容	・操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑制している。 ・全職員に対し、年2回情報セキュリティ自己点検に回答させ、業務外利用の禁止について確認させている。また、新規任用者に対して研修を実施し、業務外利用の禁止について指導している。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、住民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事や自治体セキュリティニュース等を庁内にて情報共有している。 ・委託先の従業者に対しては、委託契約に際して「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」の内容について遵守させる。	・操作ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、業務外利用を抑制している。 ・全職員に対し、年2回情報セキュリティ自己点検に回答させ、業務外利用の禁止について確認させている。また、新規任用者に対して研修を実施し、業務外利用の禁止について指導している。 ・他市区町村や行政機関において、住民等の情報を業務外の目的で閲覧したり、住民等の情報を外部に漏らしたりした者についての新聞記事や自治体セキュリティニュース等を庁内にて情報共有している。 ・委託先の従業者に対しては、委託契約に際して「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の内容について遵守させる。	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	・個人情報の保護に係る体制及び取扱いについて契約書に明記する。 ・従業者への個人情報保護に関する必要な教育を実施し、教育実施の記録を発注者に提出することを契約書に明記する。 ・従業者が個人情報保護に関する責務に違反した場合は、東京都北区個人情報保護条例に基づく罰則が適用される旨を契約書に明記する。 ・事務事業を適正に委託するため、委託事務審査委員会にて評価を実施している。	・個人情報の保護に係る体制及び取扱いについて契約書に明記する。 ・従業者への個人情報保護に関する必要な教育を実施し、教育実施の記録を発注者に提出することを契約書に明記する。 ・従業者が個人情報保護に関する責務に違反した場合は、個人情報の保護に関する法律に基づく罰則が適用される旨を契約書に明記する。 ・事務事業を適正に委託するため、委託事務審査委員会にて評価を実施している。	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報提供のルール 委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・再委託を除き、委託先から他者への提供を禁止している。 ・やむを得ず再委託する必要があるときは、「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」において、「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」、「事故報告」等の規定を契約書に明記し、再委託先に規定を遵守させる。	・再委託を除き、委託先から他者への提供を禁止している。 ・やむを得ず再委託する必要があるときは、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」において、「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」、「事故報告」等の規定を契約書に明記し、再委託先に規定を遵守させる。	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」において、「秘密保持義務」、「再委託の禁止」、「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」、「事故報告」等の規定を契約書に明記し、委託先に規定を遵守させる。	「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」において、「秘密保持義務」、「再委託の禁止」、「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」、「事故報告」等の規定を契約書に明記し、委託先に規定を遵守させる。	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	III リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報提供の消去 ルールの内容及びルール遵守の確認方法	「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」において、区が必要と認めるときは、区職員の立会いの下、特定個人情報を含む情報資産を委託先に廃棄させる規定及び委託契約を終了したとき又は区が情報資産の提出を請求したときは、特定個人情報を含む情報資産を直ちに区に返還させる規定を契約書に明記し、委託先に規定を遵守させる。	「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」において、区が必要と認めるときは、区職員の立会いの下、特定個人情報を含む情報資産を委託先に廃棄させる規定及び委託契約を終了したとき又は区が情報資産の提出を請求したときは、特定個人情報を含む情報資産を直ちに区に返還させる規定等を契約書に明記し、委託先に規定を遵守させる。	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月14日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託契約中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 規定の内容	「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」を遵守するよう規定している。規定の具体的な項目は以下のとおり。 ・秘密保持義務 ・再委託の禁止 ・目的外使用の禁止 ・外部提供の禁止 ・複写、複製及び持ち出しの禁止 ・引渡し ・保管及び管理 ・教育の実施 ・返還 ・廃棄 ・立入検査及び調査 ・定期及び随時報告 ・事故報告 ・委託先による再委託先への指導 ・損害賠償 ・責務違反に対する罰則	「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」を遵守するよう規定している。具体的な項目は以下のとおり。 ・責任体制の整備 ・作業責任者等の届出 ・取扱区域の特定 ・教育の実施 ・守秘義務 ・再委託 ・派遣労働者等の利用時の措置 ・特定個人情報等の管理 ・目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・受渡 ・返還又は廃棄 ・定期報告及び緊急時報告 ・監査及び検査 ・事故時の対応 ・契約解除 ・損害賠償	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	Ⅲ リスク対策(プロセス) 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 具体的な方法	・委託先は、再委託先が「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託内容及び事務執行場所等を記載した書面を北区に提出し、北区の承諾を受けなければならない。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」について委託先と同様の取扱いを求め、その履行を委託先の責任により管理監督するとともに、北区の求めに応じて、その状況等を北区に適宜報告する。	・委託先は、再委託先が「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」の遵守を誓約する旨の書面並びに再委託先名、再委託する理由、再委託内容を記載した書面を北区に提出して申請し、承諾を得る。 ・委託先は、再委託先に「目的外使用の禁止」、「外部提供の禁止」、「複写、複製及び持ち出しの禁止」、「引渡し」、「保管及び管理」、「教育の実施」、「返還」、「廃棄」、「立入検査及び調査」、「定期及び随時報告」及び「事故報告」について委託先と同様の取扱いを求め、その履行を委託先の責任により管理監督するとともに、北区の求めに応じて、その状況等を北区に適宜報告する。	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	Ⅳ リスク対策(その他) 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【北区における措置】 ・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。 ・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。 ・委託先については、「個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」に従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を北区に提出させる。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。	【北区における措置】 ・区職員については、定期的に情報セキュリティ研修を実施し、教育・啓発を行っている。 ・希望する区職員に対し、e-ラーニングによる情報セキュリティ研修を実施する。 ・委託先については、「東京都北区個人情報その他の情報資産を取り扱う契約の特記事項」及び「東京都北区特定個人情報等の取扱いに関する特記事項(マイナンバー関係特記事項)」に従業者に遵守させるため、必要な教育を実施するとともに、教育実施の記録を北区に提出させる。 ・違反行為を行った者に対しては、指導を行うほか、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 また、違反事項が発生した場合、全職員に対して周知し、再発防止を徹底する。	事後	軽微な変更
令和5年11月14日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 個人情報ファイル名	該当する個人情報ファイル名を記載予定	予防接種記録	事後	個人情報ファイル名を記載
令和6年4月1日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	1~4(省略) 5. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他区市町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	5を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム4	ワクチン接種記録システム(VRS)	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事業におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 第19条第6号(委託先への提供) 2・3(省略)	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2・3(省略)	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	(別添1)事務の内容	図にワクチン接種記録システム(VRS)を追記	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	【〇】その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	【〇】その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ③入手の時期・頻度	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・転出時に転出元区市町村への接種記録の照会が必要になる都度(転出者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ) ・転出先区市町村から接種記録の照会を受ける都度 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合であって、接種記録の照会が必要になる都度	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会するために、転出者本人から個人番号の提供の同意が得られた場合のみ入手する。(番号法第19条第16号) ・当区からの転出者について、転出先区市町村へ当区での接種記録を提供するために、転出先区市町村から個人番号を入手する。(番号法第19条第16号) ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のため、接種者から交付申請があった場合のみ入手する。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤本人への明示	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 ・当区への転入者について接種者からの同意を得て入手する。 ・接種者からの接種証明書の交付に合わせて本人から入手する。 ・電子交付アプリにより予防接種証明書の電子申請を受け付ける場合及びコンビニエンスストア等のキオスク端末から予防接種証明書の申請を受け付ける場合においては、利用規約を表示し、同意を得てから入手する。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 1. 当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。 2. 当区からの転出者について、転出先区市町村へ当区での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 3. 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の突合	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務】 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村に提供するために、転出先区市町村から個人番号を入手し、当区の接種記録と突合する。(転出先区市町村にて、本人から個人番号の提供に関して同意が得られた場合のみ等処理を行う。)	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 情報の統計分析	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務においても、特定の個人を識別するような情報の統計及び分析は行わない。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託の有無	(2件)	(1件)	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	委託事項2として「新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関するワクチン接種記録システム(VRS)を用いた特定個人情報ファイルの管理等」を追加	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供・移転の有無	【〇】提供を行っている(4件)	【〇】提供を行っている(3件)	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 提供先	提供先4	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発及び運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用している。 なお、以下のとおりのセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システム(VRS)を用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目】 個人番号、宛名番号、自治体コード、接種券番号、属性情報(氏名、生年月日、性別)、接種状況(実施/未実施)、接種回(1回目/2回目/3回目)、接種日、ワクチンメーカー、ロット番号、ワクチン種類(※)、製品名(※)、旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※)、証明書ID(※)、証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じて入手を除く。)リスク 対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ① 転入者本人からの個人番号の入手 当区への転入者について、転出元区市町村に接種記録を照会するために、本人から個人番号を入手する場合は、新接種券発行申請書兼接種記録確認同意書等により本人同意を取得し、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 ② 他区市町村からの個人番号の入手 当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、他区市町村から個人番号を入手するが、その際は、他区市町村において、住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認した情報を、ワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ③ 転出元区市町村からの接種記録の入手 当区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を入手するが、その際は、当区において住民基本台帳等により照会対象者の個人番号であることを確認し、当該個人番号に対応する個人の接種記録のみをワクチン接種記録システム(VRS)を通じて入手する。 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付のために個人番号を入手するのは、接種者から接種証明書の交付申請があった場合のみとし、さらに、番号法第16条に基づき、本人確認書類を確認することで、対象者以外の情報の入手を防止する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付)交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク2 リスクに対する措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) キオスク端末と証明書交付センターシステム間の通信については専用回線、証明書交付センターシステムとVRS間の通信については、LGWAN回線を使用し、情報漏えいを防止する。 また、通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。さらに、キオスク端末の画面表示や音声案内により、マイナンバーカード及び証明書の取り忘れ防止対策を実施する。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)リスク4 リスクに対する措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 入手する特定個人情報については、情報漏えいを防止するために、暗号化された通信回線を使用する。 (サービス検索・電子申請機能) ・サービス検索・電子申請機能と地方公共団体との間は、LGWAN回線を用いた暗号化通信を行うことで、外部からの盗聴、漏えい等が起こらないようにしている。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 入手した特定個人情報については、限定された端末を利用して国から配布されたユーザIDを使用し、ログインした場合だけアクセスできるように制御している。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1 事務で使用するためのシステムにおける措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システム(VRS)に接続するが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 権限のないものによって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)における特定個人情報へのアクセスは、LGWAN端末による操作に限り可能になるように制御している。 ・LGWAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)におけるログインの認証は、ユーザID・パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の発効・失効の管理 具体的な管理方法	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者に限定して発行される。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2 特定個人情報の使用の記録具体的な方法	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・システム上の操作ログを取得しており、操作ログを確認できる。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の利用リスク4 リスクに対する措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから特定個人情報を抽出したCSVファイルをワクチン接種記録システム(VRS)へ登録する際には、以下のようにしている。 ・作業を行う職員及び端末を必要最小限に限定する。 ・作業に用いる電子記録媒体については、不正な複製、持ち出し等を防止するために許可された専用の外部記憶媒体を使用する。また、媒体管理簿等に使用の記録を記載する等、利用履歴を残す。 ・作業に用いる電子媒体の取扱いについては、承認を行い、当該承認の記録を残す。 ・電子記録媒体に格納するデータについては、暗号化やパスワード設定を行う。 ・電子記録媒体による作業を終了したら、内部のデータを確実に消去する。 ・管理簿に記録を記載する等、消去履歴を残す。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の利用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ① 特定個人情報を使用する場面を必要最小限に限定している。具体的には以下の3つの場面に限定している。 ・当区への転入者について、転出元区市町村へ接種記録を照会する場合のみ入手し、使用する。 ・当区からの転出者について、当区での接種記録を転出先区市町村へ提供するために、個人番号を入手し、使用する。 ・接種者について、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請があった場合に、接種記録を照会するために、個人番号を入手し、使用する。 ② ワクチン接種記録システム(VRS)からCSVファイルにてダウンロードする接種記録データには、個人番号が含まれていない。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 情報保護管理体制の確認	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 当区、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。 なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1 特定個人情報の提供・移転の記録具体的な方法	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)では、他区市町村への提供の記録を取得しており、委託事業者から「情報提供等の記録」を入手し、記録の確認をすることができる。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2 リスクに対する措置の内容	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 ・転出元区市町村への個人番号の提供 当区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を有するため、転出元区市町村へ個人番号を提供するが、その際は、本人同意及び本人確認が行われた情報だけをワクチン接種記録システム(VRS)を用いて提供する。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3 リスクに対する措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 ・他区市町村への個人番号の提供、転出先区市町村への接種記録の提供 当区への転入者について、転出元区市町村から接種記録を入手するため、他区市町村へ個人番号を提供するが、電文を受ける区市町村で、該当者がいない場合は、個人番号は保管されず、これに対して接種記録は提供されない仕組みとなっている。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク4 リスクに対する措置	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ・特定個人情報の提供は、限定された端末(LGWAN端末)だけができるように制御している。 ・特定個人情報を提供する場面を必要最小限に限定している。 具体的には、当区への転入者について、転出元区市町村での接種記録を入手するために、他区市町村へ個人番号を提供する場面に限定している。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める物理的対策を満たしている。主に以下の物理的対策を講じている。 ・サーバ設置場所等への入退室記録管理、施錠管理 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における措置】 ワクチン接種記録システム(VRS)は、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得しているクラウドサービスを利用しているため、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドラインで求める技術的対策を満たしている。主に以下の技術的対策を講じている。 ・論理的に区分された当区の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・当該システムへの不正アクセス防止のため、外部からの侵入検知・通知機能を備えている。 ・LGWAN端末とワクチン接種記録システムとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) ・電子交付アプリには、申請情報を記録しないこととしている。 ・電子交付アプリとVRSとの通信は暗号化を行うことにより、通信内容の秘匿及び盗聴防止の対応をしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) ・証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。 ・キオスク端末と証明書交付センターシステム	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的なチェック方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な監督をする。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	IV その他のリスク対策 3. その他のリスク対策	【新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置】 デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意の上、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応を取ることができる体制を構築する。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	北区健康福祉部保健予防課保健予防係 03-3919-3104 北区健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課長 03-3919-3340	北区健康部保健予防課(北区保健所 保健予防課) 03-3919-3104	事前	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	サービス検索・電子申請機能	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク1 必要な情報以外を入手することで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止するための措置の内容	【ワクチン接種記録システム等における追加措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードや旅券の読み取りにより必要な情報を入手し、申請者の自由入力避けることで、交付申請者が不要な情報を送信してしまうリスクを防止する。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 入手の際の本人確認の措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証で本人確認を行うため、本人からの情報のみが送信される。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク3 特定個人情報の正確性確保の措置の内容	【ワクチン接種記録システム(VRS)における追加措置】 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) ・券面入力補助APを活用し、個人番号カード内の記憶領域に格納された個人番号を申請情報として自動的に入力することにより、不正確な個人番号の入力を抑止する措置を講じている。 ・券面事項入力補助APから取得する情報(4情報・マイナンバー)に付されている署名について、VRS又は証明書交付センターシステムにおいて真正性の検証を行い、送信情報の真正性を確認する措置を講じている。	左記を削除	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部保健予防課、健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課	健康部保健予防課(北区保健所 保健予防課)	事前	組織改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 基本情報 7. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	保健予防課長、新型コロナウイルスワクチン接種担当課長	保健予防課長	事前	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑦使用の主体 使用部署	健康福祉部保健予防課、健康福祉部健康推進課、健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種担当課	健康部保健予防課(北区保健所 保健予防課)、健康部健康政策課	事前	組織改正に伴う変更
令和6年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	令和5年度末でのワクチン接種記録システムの一部機能廃止
令和6年5月27日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法 第9条第1項 別表第一の10、93の2の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	1. 番号法 第9条第1項 別表の14、126の項 2. 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号 別表第二 【情報照会の根拠】 16の2,17,18,19,115の2の項 【情報提供の根拠】 16の2, 16の3, 115の2の項 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】 第13条、第59条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 【情報照会の根拠】 25、27、28、29、153の項 【情報提供の根拠】 25、26、29、153、154の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 16の2の項	番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令第2条表25の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先1 ③提供する情報	予防接種情報	予防接種に関する記録及び特定接種に関する記録(予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項に限る)に関する情報	事後	軽微な変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 16の3の項	番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令第2条表26の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先2 ③提供する情報	予防接種情報	予防接種に関する記録及び特定接種に関する記録(予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項に限る)に関する情報	事後	軽微な変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3	区市町村長	都道府県知事又は区市町村長	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第2 115の2の項	番号法第19条第8号及び番号法第19条8号に基づく主務省令第2条表153の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ③提供する情報	予防接種情報	予防接種に関する記録及び特定接種に関する記録(予防接種法施行規則第三条第一項各号に掲げる事項に限る)に関する情報	事後	軽微な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先3 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	予防接種事業対象者	特定接種の対象者	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4	右記を追加	厚生労働大臣	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ①法令上の根拠	右記を追加	番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条表154の項	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ②提供先における用途	右記を追加	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ③提供する情報	右記を追加	特定接種の対象者に係る予防接種に関する記録(特定接種を含む)に関する情報	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ④提供する情報の対象となる本人の数	右記を追加	10万人以上100万人未満	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	右記を追加	特定接種の対象者	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ⑥提供方法	右記を追加	情報ネットワークシステム	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供先4 ⑦時期・頻度	右記を追加	情報提供ネットワークを通じて照会があった都度	事後	番号法改正に伴う変更
令和6年5月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く) 提供・移転の有無	〔○〕提供を行っている(3件)	〔○〕提供を行っている(4件)	事後	軽微な変更
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①サーバー等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	地方公共団体情報システムのガバメントクラウドへの移行に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ③消去方法	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	地方公共団体情報システムのガバメントクラウドへの移行に伴う重要な変更
令和6年10月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑤物理的な対策 具体的な対策の内容	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	地方公共団体情報システムのガバメントクラウドへの移行に伴う重要な変更
令和6年10月1日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したアプリケーション開発事業者等は、導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やアプリケーション開発事業者等の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	地方公共団体情報システムのガバメントクラウドへの移行に伴う重要な変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク 消去手順 手順の内容	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 データの復元がなされないように、クラウド事業者において、NIST800-88、ISO/IEC27001等に準拠したプロセスにしたがって確実にデータを消去する。	事前	地方公共団体情報システムのガバメントクラウドへの移行に伴う重要な変更
令和6年10月1日	Ⅳ その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度 (ISMAP) のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、ISMAPにおいて、クラウドサービス事業者は定期的にISMAP監査機関リストに登録された監査機関による監査を行うこととしている。	事前	地方公共団体情報システムのガバメントクラウドへの移行に伴う重要な変更
令和6年10月1日	Ⅳ その他のリスク対策 3. その他リスク対策	右記を追加	【ガバメントクラウドにおける措置】 ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるアプリケーション開発事業者等が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するアプリケーション開発事業者等が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。	事前	地方公共団体情報システムのガバメントクラウドへの移行に伴う重要な変更